

令和2年第4回（12月）

# 川口市議会定例会

一般議案

令和2年第4回（12月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第128号	川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	1
議案第129号	川口市職員の給与に関する条例及び川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第130号	川口市学童等災害共済条例及び川口市学童等災害共済基金条例を廃止する等の条例	4
議案第131号	川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	5
議案第132号	川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	10
議案第133号	川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	11
議案第134号	川口市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	13
議案第135号	川口市介護保険条例の一部を改正する条例	14
議案第136号	川口市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例	15
議案第137号	川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	16
議案第138号	川口市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	17
議案第139号	川口市火災予防条例の一部を改正する条例	18
議案第140号	工事請負契約の締結について（オートレース場審判棟新築工事）	20
議案第141号	訴えの提起について（市営住宅の明渡し等の請求）	21
議案第142号	専決処分の承認について（裁判上の和解について）	23
議案第143号	公の施設の指定管理者の指定について（川口総合文化センター）	25
議案第144号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立川口駅前市民ホール）	26
議案第145号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市社会福祉センターほか1施設）	27
議案第146号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立領家保育所）	28

議案第 1 4 7 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立南平児童センター）	2 9
議案第 1 4 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立芝児童センター）	3 0
議案第 1 4 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市特別養護老人ホームほか 3 施設）	3 1
議案第 1 5 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市老人福祉センター安行たたら荘）	3 2
議案第 1 5 1 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市老人福祉センター芝たたら荘ほか 1 施設）	3 3
議案第 1 5 2 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市老人デイサービスセンター横曽根れんげそう）	3 4
議案第 1 5 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市老人デイサービスセンター芝南れんげそう）	3 5
議案第 1 5 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市老人デイサービスセンター鳩ヶ谷れんげそうほか 1 施設）	3 6
議案第 1 5 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市障害者短期入所施設しらゆりの家）	3 7
議案第 1 5 6 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市就労継続支援きじばと）	3 8
議案第 1 5 7 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市あさひコミュニティセンター）	3 9
議案第 1 5 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口緑化センター）	4 0
議案第 1 5 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市営植物取引センター）	4 1
議案第 1 6 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（青木町公園ほか 1 7 公園）	4 2
議案第 1 6 1 号	公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（川口市立あさひ館）	4 4
議案第 1 6 2 号	市道路線の認定について（安行第 3 9 3 - 1 号線）	4 5

議案第163号	市道路線の廃止について（横曽根第367号線）	46
議案第164号	市道路線の廃止について（南平第464号線）	47
議案第165号	市道路線の廃止について（安行第393号線）	48
議案第166号	人権擁護委員の候補者の推薦について	49
議案第167号	人権擁護委員の候補者の推薦について	50
議案第168号	人権擁護委員の候補者の推薦について	51

議案第128号

川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例（昭和42年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の150」に改める。

第2条 川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の150」を「100分の147.5」に改める。

(川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の150」に改める。

第4条 川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の150」を「100分の147.5」に改める。

(川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和42年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の150」に改める。

第6条 川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の150」を「100分の147.5」に改

める。

(川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例(平成5年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の150」に改める。

第8条 川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の150」を「100分の147.5」に改める。

(川口市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 川口市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成18年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の150」に改める。

第10条 川口市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の150」を「100分の147.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第129号

川口市職員の給与に関する条例及び川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(川口市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 川口市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 川口市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和2年12月に支給する期末手当に係る第15条において準用する一般職給与条例第16条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第130号

川口市学童等災害共済条例及び川口市学童等災害共済基金条例を廃止する等の条例

(川口市学童等災害共済条例及び川口市学童等災害共済基金条例の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 川口市学童等災害共済条例（昭和44年条例第17号）

(2) 川口市学童等災害共済基金条例（平成4年条例第9号）

(川口市特別会計条例の一部改正)

第2条 川口市特別会計条例（昭和39年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条（第1号に係る部分に限る。）及び次項の規定 令和3年4月1日

(2) 第1条（第2号に係る部分に限る。）の規定 令和4年3月31日

(3) 第2条及び附則第3項の規定 令和4年4月1日

(川口市学童等災害共済条例の廃止に伴う経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定の施行の日前に発生した事故に係る第1条（第1号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の川口市学童等災害共済条例に規定する共済見舞金及び入院見舞金の支払、請求及び返還については、なお従前の例による。

(川口市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正前の川口市特別会計条例に規定する川口市学童等災害共済事業に係る令和3年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫



## 議案第131号

川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

- 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。
- 8 前項の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、幼稚園若しくは小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 9 附則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

10 前2項の規定を適用するときは、第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定される保育士の数（前2項の規定の適用がないものとした場合に算定されるものをいう。）の3分の2以上の保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を置かなければならない。

（川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（保育所の職員配置に係る特例）」を付し、附則に次の4項を加える。

5 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第35条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要となる保育士の数が1となる時は、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

6 前項の事情に鑑み、当分の間、第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園若しくは小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

7 附則第5項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

8 前2項の規定を適用するときは、第35条第2項の規定により算定される保育士の数（前2項の規定の適用がないものとした場合に算定されるものをいう。）の3分の2以上の保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、

附則第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を置かなければならない。

(川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第59号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表備考第1号中「。以下この号」の次に「及び附則第7項」を加える。

附則に次の見出し及び4項を加える。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

- 6 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第6条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。
- 7 第6条第3項の表備考第1号に規定する者については、当分の間、小学校の教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。)(以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 8 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条第3項の表備考第1号に規定する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

9 前2項の規定により第6条第3項の表備考第1号に規定する者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

(川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第4条 川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例(平成31年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び5項を加える。

(認定こども園の職員資格に関する特例)

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第5条第3項本文の規定により認定こども園に置かなければならない園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1となる場合には、当分の間、第6条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、第5条第3項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち1人は、市長が幼稚園の教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

3 第6条第1項及び第4項に規定する保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園若しくは小学校の教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。)をもって代えることができる。

4 第6条第2項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格を有する者(同項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は保育士の資格を有する者。次項及び附則第6項において同じ。)については、当分の間、小学校の教諭の普通免許状を有

する者又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

- 5 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条第1項及び第4項に規定する保育士の資格を有する者並びに同条第2項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園の教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数は、第5条第3項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	第6条第1項及び第4項に規定する保育士の資格を有する者	幼稚園若しくは小学校の教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	第6条第2項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格を有する者	小学校の教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	第6条第1項及び第4項に規定する保育士の資格を有する者並びに同条第2項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格を有する者	市長が幼稚園の教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有する者

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

## 議案第132号

川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第74号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項ただし書中「第5項」を「第6項」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、放課後児童健全育成事業者は、同項各号のいずれかに該当する者（放課後児童支援員とされる日から起算して2年以内に同項の研修を修了することを予定している者に限る。）を放課後児童支援員とすることができる。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

## 議案第133号

### 川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号中「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、「（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）」を削り、同条第3号中「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあ

つては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

第23条中「前条第1号中「総所得金額」の次に「及び」を加え、「次号及び第3号において同じ。）」を「以下この条において同じ。）及び」に改める。

第26条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者（2項世帯主を除く。）が3人以上属する世帯の納税義務者

附則第3項中「に所得税法（昭和40年法律第33号）」を「に所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び」を加え、「法」を「法」に、「とする。）」を「とする。）及び」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」に改める。

附則第5項及び第6項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫



議案第 1 3 4 号

川口市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

川口市後期高齢者医療に関する条例（平成 1 9 年条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の川口市後期高齢者医療に関する条例第 6 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

## 議案第 135 号

### 川口市介護保険条例の一部を改正する条例

川口市介護保険条例（平成 12 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市介護保険条例第 8 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和 2 年 11 月 30 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 136 号

川口市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立図書館設置及び管理条例（昭和 53 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表川口市立前川図書館の項中「川口市前川 1 丁目 3 番 18 号」を「川口市前川 3 丁目 4 番 27 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 1 3 7 号

川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された川口本町 4 丁目 9 番地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域	川口本町 4 丁目 9 番地区地区整備計画区域
---	-------------------------

別表第 2 に次のように加える。

川口本町 4 丁目 9 番地区地区整備計画区域	(1) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (4) 風営適正化法第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び同条第 1 1 項に掲げる営業に係るもの (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 5 0 平方メートルを超えるもの (7) 法別表第 2 (と) 項第 3 号及び第 4 号並びに (ぬ) 項第 3 号に掲げるもの			2, 0 0 0	隣地境界線の後退距離	2	1 0 0		
-------------------------	--	--	--	-------------	------------	---	-------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 138 号

川口市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市営住宅設置及び管理条例（平成 9 年条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市営住宅設置及び管理条例第 20 条第 2 項（第 31 条第 2 項、第 34 条第 3 項、第 53 条、第 54 条、第 58 条及び第 61 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和 2 年 11 月 30 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

## 議案第139号

### 川口市火災予防条例の一部を改正する条例

川口市火災予防条例（昭和37年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第11条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。

以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 急速充電設備のうち充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 充電用ケーブルを冷却するために用いる液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。

イ 充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 急速充電設備のうち複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異

常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条中第14号を第15号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市火災予防条例第11条の2の規定は、この条例の施行の日以後に設置される同条第1項に規定する急速充電設備（以下「改正後の急速充電設備」という。）（この条例の施行の際現に設置の工事がされているものを除く。）について適用し、同日前に設置され、又はこの条例の施行の際現に設置の工事がされているこの条例による改正前の川口市火災予防条例第11条に規定する変電設備（改正後の急速充電設備であるものに限る。）及び同条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、なお従前の例による。

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第140号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 オートレース場審判棟新築工事
- 2 工 事 場 所 川口市青木5丁目21番1号
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 370,700,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 埼玉県川口市青木2丁目5番10号  
埼玉建興株式会社

代表取締役 武 井 美 親

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫



## 議案第141号

### 訴えの提起について

市営住宅の明渡し等の請求に関し、訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

#### 1 相手方

川口市大字道合1328番地の2

道合神戸住宅E-608号

大 林 晃二郎

#### 2 事件の内容

上記の者は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、川口市の再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかった。そこで、市営住宅の明渡しを求めるとともに、滞納家賃等の支払を求めるものである。

#### 3 請求の要旨

- (1) 被告に対し物件目録記載の建物の明渡しを求めるもの
- (2) 被告に対し滞納家賃及び支払済みに至るまでの延滞金並びに明渡しの完了する日までの損害賠償金の支払を求めるもの
- (3) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (4) 仮執行の宣言を求めるもの

#### 4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から滞納家賃及び延滞金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

### 物件目録

市営住宅の名称	道合神戸住宅
所 在	川口市大字道合1328番地の2 道合神戸住宅E-608号
床 面 積	55.00平方メートル

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第142号

専決処分の承認について

街路築造工事中の自動車脱輪事故に係るさいたま地方裁判所令和元年（ワ）第1787号損害賠償請求事件に関し和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

さいたま地方裁判所令和元年（ワ）第1787号損害賠償請求事件に関し和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年10月7日

川口市長 奥ノ木 信夫

## 裁判上の和解について

街路築造工事中の自動車脱輪事故に係るさいたま地方裁判所令和元年（ワ）第1787号損害賠償請求事件について、次のとおり和解する。

### 1 原告

川口市在住

女性 73歳（事故当時70歳）

### 2 被告補助参加人

川口市所在

A株式会社

### 3 和解条項

- (1) 被告補助参加人は、原告に対し、本件解決金として40万円（既払金を除く。）の支払義務があることを認める。
- (2) 被告補助参加人は、原告に対し、前項の金員を、令和2年11月16日限り、原告が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告補助参加人の負担とする。
- (3) 被告は、道路工事に際し、事故の発生防止に努めるものとする。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告、被告及び被告補助参加人は、原告と被告との間、原告と被告補助参加人との間、被告と被告補助参加人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用及び和解費用は各自の負担とする。

議案第143号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口総合文化センター

2 指定管理者となる団体の名称

川口市川口3丁目1番1号

公益財団法人川口総合文化センター

理事長 奥ノ木 信夫

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第144号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立川口駅前市民ホール

2 指定管理者となる団体の名称

東京都港区虎ノ門2丁目10番4号

株式会社ホテルオークラエンタープライズ

代表取締役社長 正岡久光

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第145号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市社会福祉センター

川口市老人福祉センター神根たたら荘

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字赤井1055番地

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

理事長 瀧川 聡 史

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第146号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立領家保育所

2 指定管理者となる団体の名称

川口市栄町2丁目7番5号

社会福祉法人ひふみ会

理事長 吉 田 優

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫



議案第147号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立南平児童センター

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字赤井1055番地

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

理事長 瀧川 聡史

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第148号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立芝児童センター

2 指定管理者となる団体の名称

川口市栄町1丁目4番16号

株式会社コマーム

代表取締役社長 小松 秀人

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第149号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市特別養護老人ホーム

川口市養護老人ホーム

川口市ケアハウス

川口市老人デイサービスセンター新郷れんげそう

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字赤井1055番地

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

理事長 瀧川 聡 史

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第150号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市老人福祉センター安行たたら荘

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字赤井1055番地

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

理事長 瀧川 聡史

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第151号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市老人福祉センター芝たたら荘

川口市老人デイサービスセンター芝れんげそう

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字赤井1055番地

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

理事長 瀧川 聡 史

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第152号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市老人デイサービスセンター横曽根れんげそう

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字赤井1055番地

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

理事長 瀧川 聡 史

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第153号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市老人デイサービスセンター芝南れんげそう

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字赤井1055番地

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

理事長 瀧川 聡史

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第154号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市老人デイサービスセンター鳩ヶ谷れんげそう

川口市生活介護きじばと

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字赤井1055番地

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

理事長 瀧川 聡 史

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫



議案第155号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市障害者短期入所施設しらゆりの家

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字木曾呂1374番地

社会福祉法人みぬま福社会

理事長 高橋孝雄

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第156号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市就労継続支援きじばと

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字赤井1055番地

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

理事長 瀧川 聡 史

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第157号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市あさひコミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称

川口市朝日4丁目19番12号

朝日コミュニティ委員会

会長 鈴木 昇

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第158号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口緑化センター

- 2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字安行領家844番地の2

公益財団法人川口緑化センター

理事長 瀧川 聡 史

- 3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第159号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市営植物取引センター

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字安行領家844番地の2

公益財団法人川口緑化センター

理事長 瀧川 聡 史

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

## 議案第160号

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

#### 記

#### 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

青木町公園

中青木公園

荒川運動公園

川口自然公園

川口西公園

戸塚中台公園

川口西口緑地

ゴリラ公園

並木元町公園

並木元町北公園

並木元町中公園

並木元町南公園

戸塚下台公園

新郷東部公園

前田東公園

上新田公園

朝日中央公園

北原台公園

#### 2 指定管理者となる団体の名称

川口市飯原町14番1号

公益財団法人川口市公園緑地公社

理事長 清水 竹 敏

#### 3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第161号

公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

次のとおり公の施設の指定管理者の指定の期間を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立あさひ館

- 2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字赤井1055番地

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

理事長 瀧川 聡史

- 3 指定の期間の変更

「平成28年4月1日から令和3年3月31日まで」を「平成28年4月1日から令和4年3月31日まで」に変更する。

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫



議案第162号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)
安 行 第393-1号線	大字安行小山字根郷487番5地先	大字峯字後818番21地先		0.9	100.1

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

認定路線位置概図



# 議案第163号

## 市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

### 記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
横 曾 根 第367号線	南町2丁目307番地先	南町2丁目316番地先		2.2 ～ 3.0	9.4

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

## 廃止路線位置概図



# 議案第164号

## 市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

### 記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
南 平 第464号線	元郷3丁目1186番地先	元郷3丁目1185番2地先		1.8	7.8

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

## 廃止路線位置概図



議案第165号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第393号線	大字安行小山字根郷474番3地先	大字峯字後818番21地先		0.9	239.7

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

廃止路線位置概図



議案第166号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

池田真澄 昭和42年2月26日生 川口市並木元町1番67-514号

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

経 歴 書

氏 名 池田真澄  
生年月日 昭和42年2月26日  
現住所 川口市並木元町1番67-514号

平成14年 4月 ハートバンケット代表  
平成28年 2月 埼玉県国民年金基金代議員  
平成30年 2月 川口間税会理事

議案第167号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

岡田公子 昭和27年2月11日生 川口市飯塚4丁目3番31-103号 ドミール川口

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

経 歴 書

氏 名 岡田公子

生年月日 昭和27年2月11日

現住所 川口市飯塚4丁目3番31-103号 ドミール川口

平成10年 3月 有限会社ハーツコミュニケーションズ代表取締役

平成13年 4月 川口商工会議所女性会理事

平成27年12月 川口市自治基本条例運用推進委員会委員

平成30年 4月 人権擁護委員

議案第168号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

坂口 美津子 昭和23年1月2日生 川口市大字芝5388番地  
令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

経 歴 書

氏 名 坂口 美津子

生年月日 昭和23年1月2日

現住所 川口市大字芝5388番地

平成26年12月 保護司

平成27年 4月 人権擁護委員

平成27年 8月 川口市同和対策審議会委員

平成30年 4月 人権擁護委員